

徳島県告示第百八十四号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和六年四月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

海部郡海陽町相川字杉林七の二三

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)